

山梨県公報

号外第二十九号

令和三年

八月二十四日

火曜日

目次

- 山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県県産木材利用促進条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県下水道法施行条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例……………二
- 規則……………二
- 山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………二

条例のあらまし

- 山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(行政経営管理課)
- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、一部を除き、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- 山梨県県産木材利用促進条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(林業振興課)
- 1 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年十月一日から施行することとした。
- 山梨県下水道法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(下水道室)
- 1 下水道法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

条例

- 2 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)の施行の日から施行することとした。
- 山梨県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例(条例第四十四号)(警察本部生活安全企画課)
- 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和三年八月二十六日から施行することとした。

山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年八月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第四十一号

山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項第一号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)」を「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十一項及び」に、「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に、「第二項第三項」を「第二項第二項」に改め、同条第十一項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「個人情報保護法第二条第九項」に改める。
- 第三十六条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。
- 第四十六条第一項中「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。
- 第六十三条第一号中「第五十二条第一項に規定する」を「第五十二条第一号、第三号及び第四号に掲げる」に改める。

附則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三十六条の改正規定は、令和三年九月一日から施行する。

山梨県産木材利用促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十二号

山梨県産木材利用促進条例の一部を改正する条例

山梨県産木材利用促進条例（平成三十一年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十九条」を「第二十三条」に改める。

附則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。

山梨県下水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十三号

山梨県下水道法施行条例の一部を改正する条例

山梨県下水道法施行条例（平成二十四年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第七条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

山梨県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十四号

山梨県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

山梨県迷惑行為防止条例（昭和三十八年山梨県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則
この条例は、令和三年八月二十六日から施行する。

規 則

山梨県規則第三十九号

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

附則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

山梨県規則第四十号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十九年山梨県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「第二十五条の十」を「第二十五条の三十」に改める。

附則

この規則は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から施行する。